明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八六）　一

省令

○厚生労働省令第百八十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

厚生労働大臣　後藤　茂之

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項、次条第一項並びに附則第六条及び第七条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用（第三条第二号に規定する場合（次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。）における適用を除く。）については、第十条第五号及び様式第一号（裏面）中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は同条第九項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」とする。	附　則 （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条**　（新設）